

## 同居家族がいる場合の指定訪問介護生活援助中心型の算定について

八尾市介護保険課給付担当

### 訪問介護費の算定（生活援助費の算定）について

#### 1 基本的な考え方

利用者が1人暮らしであるか又は同居の家族等が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により、家事を行うことが困難な場合に行われる、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助（厚生労働省告示第19号）をいいます。

#### 2 「障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方

同居の家族等が以下の状況にある場合、居宅サービス計画・訪問介護計画に位置づけ、サービス担当者会議で最終的な判断をした上で、サービス提供することができます。

(1) 障害・・・同居家族が障害（身体・知的・精神等）を有し、家事をすることが不可能である場合（障害者手帳の有無だけで判断するのではなく、障害を理由として、家事が可能か否か判断することが必要です）

(2) 疾病・・・同居家族が疾病のため、家事をすることが不可能である場合。

(3) その他

- ・家族等が就労等で、長時間にわたり日中不在であり事実上日中独居である。
- ・同居の家族が、要介護認定又は要支援認定を受けていて、家事が困難な状況にある。
- ・同居の家族との家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない。

(例) 介護放棄・虐待等。単に遠慮があつて頼みにくいというのは該当しません。

たとえば「単に遠慮があつて頼みにくい」という場合は、生活援助を行なう上で、家族という環境因子の有効活用を優先して下さい。

また、「これまでやったことがないから」という場合は、支援の必要性が生じる前はどのような状況だったのか、また、その生活行為が「できない」のか「していない」のかを明確にする（情報を収集し、課題を分析する）必要があります。

#### 3 留意事項

同居の親族がいる方について生活援助費を算定する際は、なぜ同居家族が行うことができないのか、なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのかを、明確に居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置づけた上、サービス担当者会議で最終的な判断をしてください。特に同居家族の就労を理由とする場合、就労の状況や休日の状況など細かい聞き取りが必要となります。

また、第三者が見たときに明確な説明ができるように、算定を決定した経過がわかる記録を残して下さい。